

太陽光発電所(低圧50kW未満)を所有の方へ

平成29年4月1日改正FIT法が施行されました
「事業計画書」の提出はお済ですか？

※9月30日が提出期限です。

無料個別相談付

ご注意！期限を過ぎると現行の認定が失効する恐れがあります！

改正FIT法セミナー受講者募集！

(固定価格買取制度)

下記FIT法見直しのポイントと対策を解説します

- 再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立
- 新認定制度の創設（設備認定→事業認定へ）
- 新制度では、点検・保守、設備撤去等の遵守求める
- 新制度に適合しなければ認定取得できない
- 既存の認定案件も新制度での認定を求める（9月30日まではみなし認定）

事業計画未提出の方受講必須

受講料無料

+ 無料相談付

先着
各回15名様

お申込みは
裏面の申し込

日時：2017年8月23日（水）

1回目 午前10時～11時30分

2回目 午後13時～14時30分

（受付は20分前から行います）

場所：北島町商工会館2階会議室

■ 改正FIT法（固定価格買取制度）をまだ知らない！？

■ 知っているけどどのようにしたらよいかわからない！？

※ お知り合いの太陽光発電所をお持ちの方にもご案内してください。

主
催



「脱炭素社会へ 共に考え共に行動する」未来をリードする企業（北島商工会 会員）

未来環境エネルギー計画株式会社

〒771-0204

板野郡北島町鯛浜字川久保87番地1

TEL 088-660-6667

<http://www.mirai-ecoene.com>